

令和4年7月27日

平塚市監査委員 市川 喜久江
 同 井澤 郁人
 同 片倉 章博
 同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
 市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課
- 2 監査実施日
 令和4年4月25日
- 3 監査結果の公表日
 令和4年5月30日（平塚市監査委員公表第10号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 契約事務において、新館カーテン及びロールカーテンの賃貸借契約の変更における契約日を原契約の期間内に行うべきところ、契約期間満了日の翌日の日付で行っていた。契約期間中に当事者間で契約期間の延長について合意ができていたことから、本件は事務手続き上の誤りとして認めるところであるが、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>（1） 契約締結日については、契約書の締結起案時に、担当者による再確認の徹底と、決裁時に課長及び担当長によるチェックを強化します。</p> <p>今後も地方公営企業法施行令、平塚市病院事業契約規程等に則り適正な事務の執行に取り組んでいきます。</p>

以 上